

京都市告示第 122 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 5 月 26 日

京都市長 門川大作

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区梅ヶ畑川東33番地の5地先から	旧	メートル 904.00	メートル 9.70 ~ 44.80
	同町36番地の1地先まで	新	904.00	9.70 ~ 47.49
	右京区梅ヶ畑川東35番地の2地先から	旧	38.60	7.10 ~ 9.40
	同町36番地の1地先まで	新	38.60	11.09 ~ 16.06

(建設局土木管理部道路明示課)